

事務連絡
令和4年4月1日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属
学校事務主管課 御中
附属学校を置く各公立大学法人附属
学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

令和4年度診療報酬改定を踏まえた医療的ケア児に関わる
主治医と学校医等との連携等について（周知）

医療的ケア児に関わる主治医と学校医又は医療的ケアに知見のある医師（以下「学校医等」という。）との連携等については、令和2年度診療報酬改定において、医療的ケア児が通う学校の学校医等に対して、医療的ケア児が学校生活を送るに当たって必要な情報を提供する場合の評価が新設されたこと等を踏まえ、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく学校における医療的ケアの流れやその際の留意事項について、「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について（通知）」（令和2年3月16日元文科初第1708号文部科学省初等中等教育局長通知）（以下「令和2年3月通知」という）において整理したところです。

この度、令和4年度診療報酬改定により、下記1. のとおり、算定対象先が追加されました。「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（令和4年3月4日保医発0304第1号厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官連名通知）

また、これまで、「令和2年3月通知」にて示していた、診療情報提供に基づく学校における医療的ケアの流れについて、下記2. のとおり説明を追加しましたので周知いたします。

学校の設置者におかれましては、引き続き、医療的ケア児の教育機会や医療安全を確保する観点から、各学校が、関係者一丸となって医療的ケアに対応できる体制を構築できるよう、必要な措置を講じてくださるようお願いいたします。

このことについては、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育員会及び所管の学校に対し、指定都市教育委員会においては、所管の学校に対し、都道府県私立学校事務主管課においては、所管の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の株式会社立学校事務主管課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対し、十分周知するようお願いいたします。

記

1. 情報提供先の追加

令和4年度診療報酬改定において、医療的ケア児が安心して安全に学校等に通うことができるよう、主治医と学校医等との連携を推進する観点から、診療情報提供料（I）の注7における情報提供先について、これまでの小学校、中学校等に加えて、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、高等学校^{*}、中等教育学校の後期課程^{*}、特別支援学校の幼稚部及び高等部^{*}、高等専門学校^{*}、又は同法124条に規定する専修学校^{*}が追加された。（^{*}18歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者が対象）

2. 主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れについて

（1）具体的な流れ【令和2年3月通知の追加】

《1》主治医から学校医等への診療情報提供について

診療情報を示す文書が主治医から学校に対して提供された場合、学校長は、速やかに学校医に提出し、主治医と学校医等との調整や、学校医や医療的ケア看護職員等と連携を図り、学校における医療的ケアの実施体制を整備すること。

《2》学校医の指示の下で、医療的ケア看護職員が医療的ケアを行う体制について

学校医は、主治医から提供された診療情報をもとに医療的ケア児の状態を把握し、医療的ケア看護職員等と連携して、医療的ケア児の心身の状態の変化等について定期的な状態の確認を行う等、医療的ケア看護職員が医療的ケアを実施する上で必要となる医学的管理に努めること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係
TEL:03-5253-4111（内線 3967）